20　平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項中「協定規則第113号第2改訂版」を「協定規則第113号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

21・22　（略）

23　当分の間、細目告示別添五十二4・2・7・6中「同規則第6改訂版補足第9改訂版」とあるのは「同規則第5改訂版」と読み替えることができるものとする。

（前部霧灯）

第三十条　（略）

2～12　（略）

13　平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2・中「協定規則第19号第4改訂版補足第10改訂版」を「協定規則第19号第3改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

14　平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2・中「協定規則第19号第4改訂版補足第10改訂版」を「協定規則第19号第3改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。

15　（略）

（側方照射灯）

第三十一条　（略）

2・3　（略）

4　平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、協定規則第百十九号改訂版補足第六改訂版の規則5・4・の規定は、適用しない。

5　平成十七年四月六日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十四条第四項、別添五十二2・13・及び協定規則第百十九号改訂版補足第六改訂版の規則5・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第四十四条第一項、別添五十二2・13・及び別添百二3・2・の規定に適合するものであればよい。

6～8　（略）

9　平成二十八年六月二十二日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第百二十二条第一項第一号及び第二百条第一項第一号並びに協定規則第百十九号改訂版補足第六改訂版の規則6・3・及び7・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第百二十二条第一項第一号及び第二百条第一項第一号並びに別添百二4・1・及び5・3・の規定に適合するものであればよい。

10　（略）

（再帰反射材）

第四十一条の三　（略）

2　（略）

3　平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二4・22・及び協定規則第四十八号第六改訂版補足第九改訂版6・21・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第千

20　平成二十七年七月二十五日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項中「協定規則第113号第2改訂版」を「協定規則第113号補足第10改訂版」と読み替えることができる。

21・22　（略）

23　当分の間、細目告示別添五十二4・2・7・6中「同規則第6改訂版補足第7改訂版」とあるのは「同規則第5改訂版」と読み替えることができるものとする。

（前部霧灯）

第三十条　（略）

2～12　（略）

13　平成二十二年八月十八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2・中「協定規則第19号第4改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第19号第3改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

14　平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十三条第一項及び別添五十二4・3・2・中「協定規則第19号第4改訂版補足第9改訂版」を「協定規則第19号第3改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。

15　（略）

（側方照射灯）

第三十一条　（略）

2・3　（略）

4　平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、協定規則第百十九号改訂版補足第五改訂版の規則5・4・の規定は、適用しない。

5　平成十七年四月六日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第四十四条第四項、別添五十二2・13・及び協定規則第百十九号改訂版補足第五改訂版の規則5・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第四十四条第一項、別添五十二2・13・及び別添百二3・2・の規定に適合するものであればよい。

6～8　（略）

9　平成二十八年六月二十二日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第百二十二条第一項第一号及び第二百条第一項第一号並びに協定規則第百十九号改訂版補足第五改訂版の規則6・3・及び7・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第六百七十号）による改正前の細目告示第百二十二条第一項第一号及び第二百条第一項第一号並びに別添百二4・1・及び5・3・の規定に適合するものであればよい。

10　（略）

（再帰反射材）

第四十一条の三　（略）

2　（略）

3　平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二4・22・及び協定規則第四十八号第六改訂版補足第六改訂版6・21・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第千二百三号）によ